

改正育児・介護休業法説明会

育児・介護休業法が改正され、平成24年7月1日からは、常時100人以下の労働者を雇用する事業主についても、「育児のための短時間勤務制度」、「所定外労働の制限制度」、「介護休暇制度」が適用になります。

また、平成23年9月より両立支援に係る助成金が新設されております。

つきましては、改正法の内容及び両立支援に係る助成金制度について、下記のとおり説明会及び個別相談会を開催いたしますので、是非ご参加ください。

日時及び会場

【阿波池田会場】

日時：平成24年1月31日（火）13：30～15：30
会場：池田総合体育館 第1・2会議室（三好市池田町マチ2551-1）

【阿南会場】

日時：平成24年2月15日（水）13：30～15：30
会場：阿南労働総合庁舎 共用会議室（阿南市領家町本荘ケ内120-6）
（※駐車スペースがありませんので公共交通機関をご利用下さい。）

【徳島会場】

日時：平成24年2月28日（火）13：30～15：30
会場：あわぎんホール（徳島県郷土文化会館）大会議室（徳島市藍場町2-14）

内容

- ① 改正育児・介護休業法について
- ② 両立支援助成金、中小企業両立支援助成金について
- ③ 個別相談会

参加申込書

このまま送付
してください

送信先：徳島労働局雇用均等室あて（FAX 088-652-2751）

参加会場 (○をつけて ください)	阿波池田会場 (1/31)	阿南会場 (2/15)	徳島会場 (2/28)
事業所名	連絡先 ()		企業規模 () 人
参加者	氏 名		役 職

※御記入いただきました企業名、氏名等の個人情報は、当説明会の目的の範囲内で利用いたします。

◆お問合せ&申込先◆

徳島労働局雇用均等室
TEL088(652)2718 FAX 088(652)2751
徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎4階

